

～第9編 寺院・教会～

別院条例

〈1981年6月11日条例公示第7号〉

- 改正
- ①1982年7月 1日条例公示8
 - ②1988年6月25日条例公示10
 - ③1995年6月22日条例公示2
 - ④1997年6月13日条例公示6
 - ⑤1997年6月13日条例公示9
 - ⑥2000年6月27日条例公示9
 - ⑦2001年6月29日条例公示7
 - ⑧2004年6月28日条例公示10
 - ⑨2005年6月28日条例公示5
 - ⑩2005年6月28日条例公示11
 - ⑪2009年6月29日条例公示8
 - ⑫2018年6月25日条例公示3
 - ⑬2018年6月25日条例公示8
 - ⑭2021年6月30日条例公示1
 - ⑮2021年6月30日条例公示6
 - ⑯2022年6月28日条例公示5
 - ⑰2023年6月30日条例公示6

（第九編）
別院条例

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は、別院について必要な事項を定める。

（別院の目的）

第2条 別院は、その地域の教化の中心道場として堂宇を備え、本尊を安置し、教義を宣布し、儀式を執行し、僧侶及び門徒を教化育成し、教区又は開教区の機関及び施設との緊密な連携のもとに、地方の特性に応じて教化に必要な業務を行い、もって同朋社会を実現することを目的とする。

（別院の設置等）

第3条 別院は、枢要の地又は開教上必要のある地若しくは由緒によりこれを設け、その地方の弘教の中心とする。

2 別院の設置、移転、合併及び廃止は、宗会の議決を経て、宗務総長がこれを定める。

（崇敬区域）

第4条 別院には、崇敬区域を設け、その区域の寺院、教会、僧侶及び門徒が別院の護持に当るものとする。

2 崇敬区域は、教区会の意見を聞いて宗務総長が定める。

3 開教区の別院の崇敬区域は、別に定める。
（別院の義務）

第5条 別院は、宗門護持に必要な宗費を負担し、懇志を取り扱う義務を負う。

（教区等への編入）

第6条 別院は、教区又は開教区に編入する。
（教務所長の指導、助言）

第7条 教務所長は、宗務管轄区域内の別院の管理、運営その必要な事項について指導、助言及び勧告をすることができる。

2 教務所長は、何時でも別院の会議に出席して意見を述べることができる。

（宗教法人）

第8条 別院は、宗教法人としなければならない。
（支院）

第9条 必要により、別院の支院を設けることができる。

2 支院は、宗教法人たる別院の従たる事務所とする。

第2章 法人の手續

（宗務総長の承認）

第10条 別院の設立、移転、合併及び解散並びに別院規則（以下「規則」という。）の制定及び変更については、所轄庁にその認証を申請するにさきだつて、規則の定めるところにより、予め責任役員の数員の全員の同意及び院議会の議決を経、法令の定による書類に本章の当該各条に定める書類を添付して宗務総長にその承認を求めなければならない。ただし、別院の設立及び規則の制定の場合に限り、責任役員及び院議會議員に関しては、その就任を予定されている者をもってこれに代えることができる。

（設立）

第11条 別院の設立について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定める規則の制定に必要な書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設立に至るまでの沿革書
- (2) 教区会及び教区門徒会の意見書（開教区にあってはその機関の意見書）
- (3) 所奉佛祖の影像の授与願
- (4) 設立地付近の宗教情勢を示す書類
- (5) 予定される崇敬区域の教勢を示す書類
- (6) 財産の状況を示す書類
- (7) 設立当初2ヵ年の収支予定計算書
- (8) その他必要と認める事項

2 別院の名称は、宗務総長が定める。

（移転）

第12条 別院の移転について宗務総長の承認を

（第九編）
別院条例

求める申請書には、法令に定める規則の変更に必要な書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 教区会及び教区門徒会の意見書（開教区にあつてはその機関の意見書）
 - (2) 現在の財産の処分方法を示す書類
 - (3) 移転先の土地及び建物の状況を示す書類
 - (4) 移転地付近の宗教情勢を示す書類
 - (5) 予定される崇敬区域の教勢を示す書類
 - (6) その他必要と認める書類
- （合併）

第13条 別院の合併について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定める合併に必要な書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合併に至るまでの事由書
- (2) 教区会及び教区門徒会の意見書（開教区にあつてはその機関の意見書）
- (3) 合併契約又は条件を示す書類
- (4) 退任する責任役員及び就任を予定される責任役員の承諾書
- (5) その他必要と認める書類

（解散）

第14条 別院の解散について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 解散に至るまでの事由書
- (2) 教区会及び教区門徒会の意見書（開教区にあつてはその機関の意見書）
- (3) 所奉佛祖の移安に関する書類
- (4) 残余財産の状況を示す書類
- (5) 門徒の所属を示す書類
- (6) その他必要と認める書類

2 前項の規定は、解散以外の別院の廃止についてもこれを準用する。この場合「解散」は、「廃止」と読み替えるものとする。

（規則の変更）

第15条 別院の移転以外の事由による規則の変更について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定める規則の変更に必要な書類のほか、規則のうち変更すべき事項について、その内容を示す書類を添付しなければならない。

（認証及び登記の申請）

第16条 別院の設立について規則の認証、移転について規則の変更の認証、合併について合併の認証、解散について任意解散の認証及び移転以外の事由による規則の変更の認証を、それぞれ受けようとするときは、第10条に規定する手続を終わったことを示す書類を添付して第1

1条から前条までの規定により、それぞれ宗務総長の承認を得て所轄庁にその認証を申請しなければならない。

2 前項の規定によりその認証書の交付を受けたとき並びに従たる事務所を新設したとき、設立の登記に掲げる事項（宗教法人法第52条第2項各号に掲げる事項をいう。）を変更したとき及び清算を結了したときは、登記に必要な書類を添付して、法令に定める期間内に、それぞれ管轄登記所に登記の申請をしなければならない。

（届出の義務）

第17条 別院は、設立、合併及び解散並びに従たる事務所の新設、事務所の移転（別院及び支院の移転）、設立の登記に掲げる事項の変更及び清算結了の登記をしたときは、登記事項証明書を添付して、遅滞なくその旨を宗務総長及び所轄庁に届け出なければならない。

2 規則の認証及びその変更の認証並びに別院の合併及び任意解散の認証を受けたとき、又は不動産に係る登記内容に変更が生じたときも、登記事項証明書を添付して、宗務総長に届け出なければならない。

第3章 住職及びその代務者

（住職）

第18条 別院の住職は、門首が兼務する。ただし、特に必要と認めるときは、新門又は連枝を住職とすることができる。

（任務）

第19条 住職は、別院の佛祖の崇敬に任じ、儀式を主宰する。ただし、住職は、輪番にその職務を代掌させることができる。

（住職代務者）

第20条 門首である住職が未成年であるときは、住職代務者を置き、住職の職務を行う。

2 住職代務者は、輪番をこれに充てる。

第4章 職員

（職員）

第21条 別院に次の職員を置く。

- (1) 輪番 1人
- (2) 副輪番 若干人
- (3) 列座 若干人
- (4) 会計 1人
- (5) 書記 若干人

（輪番）

第22条 輪番は、教師のうちから宗務総長が任命する。

（輪番事務管掌及び輪番事務取扱）

第22条の2 輪番が次の各号のいずれかに該当するときは、輪番事務管掌又は輪番事務取扱を

置くものとする。

(1) 死亡その他の事由によって欠けた場合において、すみやかに後任者を任命することができないとき

(2) 病気その他の事由によって、3ヵ月以上その職務を行うことができないとき

2 輪番事務管掌は、参務の中から宗務総長がこれを命ずる。

3 輪番事務取扱は、当該別院を管轄する教務所長又は宗務上の経歴を有する教師の中から宗務総長がこれを命じ又は任命する。

4 輪番事務管掌及び輪番事務取扱は、その置かなければならない事由がなくなったときは、当然退任する。

(輪番の職務)

第23条 輪番は、宗務総長の指揮を受け、所属職員を指揮して寺務を掌理する。

2 輪番は、宗務総長の承認を得て、職制を設け職員を配置して寺務を行うことができる。

3 輪番は、院議会及び常議員会の議決又は同意を要する事項については、予め責任役員の同意を得なければならない。

4 輪番は、院議会の議決又は同意を要する事項については、その提案にさきだつて、議案の内容を示す書類を添付して、予め宗務総長の承認を得なければならない。

5 輪番は、院議会の議決又は同意を得たときは、提出した議案及び議事録の副本を付して、宗務総長に報告しなければならない。

6 輪番は、院議会の議事が、宗憲、この条例その他の宗門法規及び規則に違反し、又は宗会及び教区会の決議に悖り、若しくは本派の施策に反すると認めるときは、会議を停止し、教務所長を経て宗務総長に具状してその指揮を求めなければならない。

(輪番の任期)

第23条の2 輪番の任期は、4年とする。ただし、再任の場合は2年とし、宗務総長が特に必要と認めるときは、2年毎に再任期間を延長することができる。

2 前項の規定は、宗務役員が兼務する輪番については、適用しない。

(副輪番)

第24条 副輪番は、輪番を補佐し、輪番に事故あるときは、その職務を代理する。

2 副輪番は、教師のうちから宗務総長が任命する。

3 副輪番の任期は、宗務総長の承認を得てこれを定めることができる。

(列座)

第25条 列座は、輪番の指揮を受けて、寺務に従事する。

2 列座は、教師のうちから、輪番の上申により、宗務総長が任命する。

(会計)

第26条 会計は、輪番の指揮を受けて、別院の出納その他の財務に関する事務を行う。

2 会計は、輪番が選定した者について、常議員会の議決を経て、宗務総長が任命する。

3 会計の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会計に事故あるとき又は会計が欠けた場合において、すみやかに後任者を任命することができないときは、会計事務取扱を置かなければならない。

5 会計事務取扱は、当該別院を管轄する教務所の主計又は宗務上の経歴を有する教師の中から宗務総長がこれを命じ又は任命する。

6 会計が欠けた場合であつて、すみやかに常議員会を招集することができないときは、常議員会の議決を経ないで会計を任命することができる。

7 前項の場合においては、任命の後、常議員会にその承認を求めなければならない。

8 前2項の規定は、会計事務取扱にこれを準用する。

(書記)

第27条 書記は、輪番の命を受けて、別院の事務に従事する。

2 書記は、輪番の上申により、宗務総長が任命する。

(準宗務役員)

第27条の2 第21条第1号、第2号、第4号及び第5号に定める職員は、準宗務役員とする。

第5章 法人の役員

(代表役員)

第28条 別院の代表役員は、輪番をもってこれに充てる。

(代表役員代務者)

第29条 代表役員代務者は、輪番事務管掌又は輪番事務取扱の職にある者について宗務総長がこれを命じる。

(1) 死亡その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。

(2) 病気その他の事由によって、3ヵ月以上その職務を行うことができないとき。

2 代表役員代務者は、代表役員に代わってその職務の全部を行う。

3 輪番事務管掌又は輪番事務取扱を退任したとき

は、当然代表役員代務者も退任するものとする。
(責任役員)

第30条 別院の代表役員以外の責任役員は、2人以上とし、次の各号に該当する者のうちから院議会の同意を得て、宗務総長が任命する。

- (1) 崇敬区域内の組長又は寺院住職若しくは教会主管者
- (2) 別院又は崇敬区域内の寺院若しくは教会に属する門徒

2 責任役員は、この法人の事務を決定する。この場合、この条例及び規則に別段の定がないものについては、その議決権は、各々平等とし、その定数の過半数で決する。

(任期)

第31条 責任役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第1号による責任役員のうち、組長である者は、前項の規定にかかわらず、その在職中とする。

3 補欠責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 後任責任役員は、現任者の任期満了1ヵ月前までに選定しなければならない。

(責任役員代務者)

第32条 責任役員が、第29条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、責任役員代務者を置く。

2 責任役員代務者は、代表役員が他の責任役員及び院議会の同意を得て選定した者について宗務総長が任命する。

3 責任役員代務者は、当該責任役員に代わってその職務の全部を行う。

4 責任役員代務者は、その置かなければならない事由がなくなったときは、当然退任する。

(仮代表役員)

第33条 代表役員は、別院と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、仮代表役員を置かなければならない。

2 前項により仮代表役員を置く必要が生じたときは、他の責任役員の合議により選定した者について、常議員会の議決を経て、宗務総長の承認を得た者をこれに充てる。

(仮責任役員)

第34条 責任役員は、別院と利益が相反する事項については、議決権を有しない。この場合においては、仮責任役員を置かなければならない。

2 前条第2項の規定は、仮責任役員についてもこれを準用する。

(仮代表役員及び仮責任役員の職務権限)

第35条 仮代表役員は、第33条第1項に規定する事項について、代表役員に代わって、その職務を行い、仮責任役員は、前条第1項に規定する事項について、当該責任役員に代わってその職務を行う。

(代表役員及び責任役員の責務)

第36条 代表役員及び責任役員は、常に法令、宗憲、宗教法人「真宗大谷派」規則及びこの条例並びに当該規則に従い、別院の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやしくもこれを濫用してはならない。

(職員の除外)

第37条 当該別院の職員である者は、代表役員以外の責任役員、代表役員代務者及び責任役員代務者並びに仮代表役員及び仮責任役員となることできない。

第6章 院議会その他の機関

第1節 院議会

(院議会)

第38条 別院に院議会を置き、崇敬区域内の組長、副組長、選出教区会議員、教区門徒会員、組門徒会員、教区教化委員又はその他の教師、門徒の中から、輪番が選定した院議会議員をもって、これを組織する。

2 院議会議員の定数は、宗務総長の承認を得て別院が定める。

3 別院の責任役員及び職員は、院議会議員又は総代になることができない。

(任期)

第39条 院議会議員の任期は、役職による者はその在職中とし、その他については3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第40条 院議会に議長を置き、会議の都度出席議員の互選によって定める。

(招集)

第41条 院議会は、毎年1回輪番が招集する。ただし、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

(議事及び議決)

第42条 院議会は、院議会議員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 院議会の議事は、この条例及び規則に特別の定がある場合を除き、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(権限)

第43条 院議会は、この条例及び規則に定める事項を議決するほか、別院内部規定の制定、変更及び廃止並びに予算その他の事項を議決し、決算を審査する。

第2節 常議員会

(組織及び任期)

第44条 院議会に常議員会を置き、院議会で互選した5人以上10人以内の常議員でこれを組織する。ただし、特別の事情のある別院であつて、院議会の議決を経て宗務総長の許可を得たときは、その数を増すことができる。

2 前項の常議員の定数は、宗務総長の承認を得て別院が定める。

3 常議員は、院議会議員の任期満了後でも、後任者が就任するまで在任する。

(職務権限)

第45条 常議員会は、院議会から委任を受けた事項、この条例及び規則に定める事項並びに緊急の事項その他輪番が提出した事項を議決する。

2 常議員会で議決した事項は、次の院議会に報告しなければならない。

(招集、議長、議事及び議決)

第46条 常議員会は、輪番が招集する。

2 第40条及び第42条の規定は、常議員会にこれを準用する。

第3節 監事

(監事)

第47条 別院に監事2人を置く。

2 監事は、崇敬区域内の住職又は門徒のうちから常議員会が推薦した者について輪番が委嘱する。

(任期)

第48条 監事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務権限)

第49条 監事は、別院財産の管理及び財務の運営に関し、表簿、証拠書類及び保管金品の検査により、会計事務の処理、帳簿の整理及び予算執行の状況、収支の現況並びに決算を監査し、その結果を輪番及び院議会に報告する。

(兼務の禁止)

第50条 監事は、別院の職員、責任役員、院議会議員又は総代を兼ねることができない。

第4節 総代

(総代)

第50条の2 別院は、必要により総代を置くことができる。

2 前項により総代を置くときは、院議会の議決を得て、宗務総長の承認を受けなければならない。

3 総代は、別院の興隆発展に努め、その運営について輪番に対し意見を述べるができる。

4 総代は、院議会議員を兼ねることができない。

第7章 財務

第1節 財産

(財産の種別)

第51条 別院の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

(特別財産)

第52条 特別財産は、院議会の議決を経て、宗務総長の承認を得て、法宝物又は宝物として設定した財産とする。

2 特別財産は、これを処分し又は担保に供することができない。

(基本財産)

第53条 基本財産は、不動産、有価証券、現金及び預金について、院議会の議決を経て設定した財産とする。

2 基本財産たる現金は、郵便局又は信用ある銀行等に預け、若しくは確実に有価証券に替えて保管しなければならない。

3 基本財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し若しくは出資の目的とし、又はこれに別院以外の私権を設定することができない。ただし、その用途又は目的を妨げない限度において、院議会で出席者の3分の2以上の議決を経て、宗務総長の承認を得たときは、この限りでない。

(普通財産)

第54条 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。

2 普通財産たる不動産は、別院の目的又は用途を妨げない限度において、その目的又は用途以外に利用し、若しくは利用させることができる。ただし、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれに別院以外の私権を設定しようとするときは、院議会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

(不動産の著しい模様替等)

第55条 不動産につき、著しい模様替若しくは用途の変更又は別院の目的以外の使用をするときは、院議会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要に基づくものであり、又は軽微のものである場合及び1年以内の期間に係るものである場合におい

て、常議員会の議決を経たときは、この限りでない。

(借入)

第56条 別院が借入をしようとするときは、院議会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。ただし、当該会計年度内の収入で償還する一時の借入については、常議員会の議決をもって院議会の議決に代えることができる。

(保証の禁止)

第57条 別院は、保証をすることができない。

第2節 予算及び決算

(予算の編成)

第58条 別院の歳入及び歳出は、毎会計年度予算をもって定める。

2 輪番は、毎会計年度の一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出として、年度開始1ヵ月以前にこれを予算に編成し、院議会に提出してその議決を得なければならない。

3 当該年度の歳出予算は、他年度の支出に充てることができない。

(予算の区分)

第59条 予算は、経常及び臨時の2部に分ける。

2 特別の法要、著しい営繕その他臨時の経費は、臨時部に計上する。

(予備費)

第60条 予算の不足又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設ける。

(予算の補正)

第61条 予算編成後やむを得ない事由が生じたときは、予算に追加又は変更を加えるため、補正予算を編成することができる。

2 前項の補正予算は、予算作成の手續に準じて編成し、院議会に提出してその議決を得なければならない。

(予算の審議未了及び不成立)

第62条 予算を議決せず又は予算が成立に至らないときは、前年度の予算を執行する。

2 前項の期間は、4ヵ月を超えてはならない。その間の支出は、前年度該当期間の純計を超えることができない。

3 当該年度の予算が成立したときは、第1項の規定はその効力を失い、その日までの収入及び支出又は負担は、当該年度の予算によるものとする。

(決算書の作成)

第63条 輪番は、毎会計年度終了後3ヵ月以内に、予算と同一の形式により決算書を作成し、監事の監査を経て院議会に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の決算書には、財産目録及び収支計算書を添付しなければならない。

(財産目録)

第64条 輪番は、毎会計年度終了後3ヵ月以内に財産目録を作成しなければならない。

第3節 経理

(年度の会計)

第65条 別院の毎会計年度における経費は、その年度の歳入で支弁しなければならない。

(別院の経費)

第66条 別院の経費は、懇志金及び寄附金並びに普通財産である収入をもって支弁する。

(会計年度)

第67条 別院は、それぞれの規則において会計年度を定めなければならない。

(剰余金の処分)

第68条 歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れ又は特別会計の収入に充てることができる。

(特別会計)

第69条 別院は、特定の目的又は資金を有する場合及び特定の事業を行う場合において、一般の会計と区分して経理する必要があるときは、院議会の議決を得て、特別会計を設定することができる。

(浄財の募集)

第70条 別院が特別に浄財を募集しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得て宗務総長の承認を受けなければならない。

(会計に関する備付表簿)

第71条 別院は、会計に関し次に掲げる書類及び表簿を備え、つねにこれを整備しておかなければならない。

- 予算簿
- 財産台帳
- 有価証券受払台帳
- 備品台帳
- 預金出納簿
- 現金出納簿
- 物品出納簿
- 収支月計表
- 収入伝票綴
- 支出伝票綴
- その他別に定めるもの

(監査命令)

第72条 宗務総長は、必要と認めるときは、会計監査院長に対し、別院の会計の監査を命ずることができる。

(会計事務の責任)

第73条 輪番及び会計は、別院における会計事務について一切の責任を負い、退任する場合には、責任解除を受けなければならない。

2 輪番及び会計の会計責任は、第81条に定める引継監査の完了をもって解除されるものとする。この場合、退任後であっても、責任解除を受けるまではその責を免れることはできない。
(会計条例の準用)

第74条 別院の会計について、この条例に別段の規定のないものについては、会計条例（1988年条例公示第1号）の規定を準用する。

第8章 補則

(備付表簿)

第75条 別院の事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え、常にこれらを整備しておかなければならない。

- (1) 別院規則及び認証書並びにその他の規程
- (2) 由緒、沿革の記録及び法宝物台帳並びに過去帳
- (3) 境内地及び境内建物の明細書及び図面
- (4) 住職名簿、代表役員及び責任役員並びにこれらの代務者の名簿、職員名簿、院議会議員及び常議員並びに監事の名簿、門徒名簿
- (5) 財産目録、貸借対照表又は収支計算書
- (6) 責任役員会及び院議会並びに常議員会の議事に関する書類及び事務処理簿
- (7) 公益事業及びその他の事業並びに所属団体に関する書類及び帳簿
- (8) 第71条に定める書類及び帳簿
- (9) その他必要と認める書類及び帳簿
(公益事業その他)

第76条 別院は、社会福祉を増進するため公益事業を行い、第2条の目的に反しない限り公益事業以外の事業を行うことができる。

2 輪番は、前項の事業を経営するときは、その名称、目的、事業の内容、機関及びその他必要な事項を記載し、宗務総長の承認を得なければならない。
(所属団体)

第77条 別院は、その目的達成に資するため所属団体を設置することができる。

2 輪番は、所属団体を組織したときは、前条第2項の規定に準じて作成した規約を添え、宗務総長に届け出なければならない。
(事務報告並びに財産及び財務の現況報告)

第78条 輪番は、毎年度の始めに、前年度の事務報告並びに財産の管理及び財務の運営についての現況報告を宗務総長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を正副2通作成しなければならない。

- (1) 事務の概況
- (2) 年間行事表
- (3) 代表役員及び責任役員並びにこれらの代務者の名簿、職員名簿、院議会議員及び常議員並びに監事の名簿
- (4) 金品の出納、保管の状況及び計算の基礎を証明することができる一切の書類の整備状況
- (5) 前各号のほか必要な事項

3 輪番は、宗務機関から別院に関する報告を求められたときは、遅滞なく文書で報告しなければならない。

(輪番及び会計の退任に伴う引継監査)

第79条 輪番及び会計が退任したときは、20日以内に、会計の監査を受け、会計その他の事務の引き継ぎ（以下「引継監査」という。）を行わなければならない。ただし、特別な事情により、宗務総長が必要と認めた場合は、その期間を延長することができる。

2 前項の引継監査の方法は、次の2種とする。

- (1) 実地監査 宗務総長が指名した宗務役員を派遣し行う。
- (2) 書面監査 監事が監査した次条に定める引継調書によって、宗務総長が指名した宗務役員が行う。

3 宗務総長は、前項の引継監査の方法をその都度決定する。

4 引継監査は、宗務総長が指名した宗務役員、輪番の退任に伴う引継監査には、さらに当該別院を管轄する教務所長の立会のもとに、これを行わなければならない。

(引継調書の作成)

第80条 輪番及び会計は、前条の引継監査に先だって、次の各号に掲げる事項を記載した引継調書を正副2通作成しなければならない。

- (1) 引継する事業及び事務の概況
- (2) 金品の出納、保管の状況及び計算の基礎を証明することができる一切の書類の整備状況
- (3) 財産台帳及び不動産の登記事項証明書等の整備状況
- (4) 前各号のほか必要な事項

2 引継調書には、任期中に作成した第78条に定める事務報告を添付するものとする。

(引継監査の完了)

第81条 引継監査は、輪番が退任するときは、交替する輪番並びに当該別院を管轄する教務所長及び監査した宗務役員全員が、会計が退任するときは、交替する会計並びに当該別院の輪

番及び監査した宗務役員全員が、引継調書に署名押印することをもって完了する。この場合、退任する輪番又は会計が再任する場合であっても、同様の取扱とする。

- 2 引継監査が完了したときは、当該別院の輪番は引継調書の副本を宗務総長に提出しなければならない。

(職務の臨時代理)

第82条 引継監査において、会計監査院条例(1991年条例公示第7号)第18条各号に定める事実があると認められたときは、宗務総長は、退任する者が輪番であるときは、当該別院を管轄する教務所長に、会計であるときは、当該別院を管轄する教務所の主計に、それぞれ輪番又は会計の職務を臨時に代理させるものとする。

(清算人)

第83条 別院が解散(合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、輪番が清算人となる。

- 2 前項の規定によることができないときの清算人は、院議会の選定した者について宗務総長が任命する。

(残余財産の帰属)

第84条 合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、別院が解散した場合の残余財産は、宗教法人「真宗大谷派」に帰属するものとする。

附 則

- 1 この条例は、真宗大谷派宗憲施行の日(1981年6月11日)から、これを施行する。
- 2 別院条例(1952年条例第51号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に存する別院は、この条例による別院とみなす。
- 4 この条例施行の際、現に代表役員を除く責任役員及び院議会議員である者は、この条例による責任役員及び院議会議員とみなし、その任期は、従前の任期を通算する。
- 5 この条例施行の際、現に総代である者は、この条例による別院規則変更の認証書が交付されるまでなおその任にあるものとする。ただし、認証書の交付に至るまでの間に総代の任期が満了するときは、従前の規定により、これを補充するものとする。
- 6 この条例施行の際、現に輪番、副輪番、列座及び書記である者は、この条例による輪番、副輪番、列座及び書記とみなし、その任期のあるものについては、従前の規定により任命された

日から起算する。

- 7 この条例施行の際、現に詰番である者は、この条例による会計とみなし、その任期については、従前の規定により任命された日から起算する。

附 則(1982年7月1日条例公示第8号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に代表役員以外の責任役員及び院議会議員である者は、この条例による代表役員以外の責任役員及び院議会議員とみなし、その任期は、従前の任期を通算する。

附 則(1988年6月25日条例公示第10号)抄
この条例は、公示の日から施行する。

附 則(1995年6月22日条例公示第2号)抄
この条例は、1995年7月1日から施行する。

附 則(1997年6月13日条例公示第6号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 門徒条例(1991年条例公示第22号)第6条ただし書を削り、同第10条を第11条とし、同第9条の次に次の1条を加える。

(別院の特例)

第10条 第6条から前条の総代に関する規定は、別院条例第50条の2の規定に基づき総代を置く別院について適用し、この場合、第8条に規定する「住職又は教会主管者」は、「輪番」と読み替えるものとする。

附 則(1997年6月13日条例公示第9号)抄
この条例は、1997年7月1日から施行する。

附 則(2000年6月27日条例公示第9号)
この条例は、公示の日から施行する。

附 則(2001年6月29日条例公示第7号)
この条例は、2001年7月1日から施行する。

附 則(2004年6月28日条例公示第10号)

- 1 この条例は、2004年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に輪番である者は、この条例による輪番とみなし、その任期は、第23条の2の規定に関わらず、2002年7月1日以後に任命された輪番については、施行日以後次の就任月日から4年とし、それ以外の輪番については、施行日以後次の就任月日から2年とする。

附 則(2005年6月28日条例公示第5号)
この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則(2005年6月28日条例公示第11号)抄
この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則(2009年6月29日条例公示第8号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に輪番事務管掌又は輪番事務取扱である者は、この条例による輪番事務管掌又は輪番事務取扱とみなす。

3 この条例施行の際、現に会計事務取扱である者は、この条例による会計事務取扱とみなす。

附 則（2018年6月25日条例公示第3号）抄
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2018年6月25日条例公示第8号）
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第1号）抄
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第6号）
この条例は、2021年7月1日から施行する。

附 則（2022年6月28日条例公示第5号）
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2023年6月30日条例公示第6号）

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に輪番に就任している者は、この条例による輪番とみなす。

列座の outgoing に係る特別措置条例

〈2011年7月1日条例公示第1号〉

(趣旨)

第1条 この条例は、地方の弘教の中心たる別院が、時代社会の変化に適応する別院として活性化することを願い、別院間の列座の outgoing に係る特別措置について定める。

(適用の範囲)

第2条 この条例は、宗務総長が指定した教区(以下「指定教区」という。)に編入されている別院について適用する。ただし、宗務総長が特に必要と認めるときは、指定教区以外の教区に編入されている別院について適用することができる。

(列座の outgoing)

第3条 宗務総長は、前条により指定した別院の列座を他の別院に期間を定めて outgoing させ、当該別院の業務に専従させることができる。

2 前項による列座の outgoing は、 outgoing 先の別院及び outgoing 元の別院輪番の同意を得て、管轄する教務所長の上申により、宗務総長がこれを命ずる。

(指揮監督)

第4条 前条の規定により outgoing する列座は、別院条例(1981年条例公示第7号)第23条第2項及び第25条第1項の規定にかかわらず、 outgoing している期間、 outgoing 先の別院の輪番の指揮を受けて寺務に従事する。

(補則)

第5条 この条例に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公示の日から施行する。

(第九編) 列座の outgoing に係る特別措置条例

寺院教会条例

〈1991年6月29日条例公示第14号〉

- 改正 ①1996年6月20日条例公示1
②1997年6月13日条例公示7
③2000年6月27日条例公示10
④2001年6月29日条例公示8
⑤2005年6月28日条例公示6
⑥2008年6月27日条例公示5
⑦2021年6月30日条例公示1
⑧2021年6月30日条例公示7

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、普通寺院(以下「寺院」という。)及び教会について定める。

(目的)

第2条 寺院及び教会は、当該寺院又は教会に所属する僧侶及び門徒の聞法の道場として、堂宇を備え、本尊を安置し、教法を宣布し、儀式を執行し、教化に必要な事業を行うことを目的とする。

(教会)

第3条 教会は、次の2種とする。

- (1) 直属教会
- (2) 一般教会

2 本派が特に指定した教会を直属教会とし、その他の教会を一般教会とする。

(宗教法人)

第4条 寺院は、宗教法人としなければならない。

(賦課金納付義務等)

第5条 寺院及び教会は、本派の護持に任じて賦課金等を納付し、相続講金、同朋会員志金及び懇志金を取り扱う義務を負うものとする。

(備付表簿)

第6条 寺院又は教会には、次に掲げる帳簿を備えこれを整備しなければならない。

- (1) 規則及び承認書並びに認証書
- (2) 由緒及び沿革の記録、法宝物台帳並びに過去帳
- (3) 所属僧侶及び寺族の名簿
- (4) 総代及び門徒の名簿
- (5) 代表役員及び責任役員の名簿
- (6) 責任役員及び総代の会議の議事録並びに事務処理簿
- (7) 境内地及び境内建物の図面
- (8) 財産目録及び収支計算書
- (9) 資産の状況を表す書類
- (10) 事業を行う場合におけるその事業及び所属

(第九編) 寺院教会条例